

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項 目 名	暗号資産取引に係る課税の見直し		
税 目	所得税、相続税、登録免許税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 暗号資産については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)において、「諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。」とされているところ。 暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援する。 (2) 施策の必要性 足元、国内外の投資家による暗号資産投資の増加が指摘されているが、現在、有価証券取引等から生じる所得には基本的に分離課税が適用される一方で、暗号資産取引から生じる所得は総合課税の対象とされている。 昨年公表された税制改正大綱において、投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討することとされたことを踏まえ、所要の検討を進める必要。 併せて、諸外国の動向を踏まえ、我が国でも暗号資産 ETF の組成を可能とするための検討を税制面を含めて行う必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	暗号資産取引を行う投資家等に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援するうえで有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	暗号資産取引等に関する現行税制を見直すものであり、予算 その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		—	